

JAF 地方カート選手権 新潟シリーズ 第3戦 規則書

公示

本大会は FIA 国際モータースポーツ競技規則、国際カート競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則、JAF 国内カート競技規則および本大会特別規則に従って開催される。

第1章 総則

第1条 競技会の名称

2025年 JAF 地方カート選手権

第2条 競技種目

第1種競技車両によるスプリントレース

第3条 競技会の格式

国内： FP-3

第4条 開催場所および日程

1) スピードパーク新潟

2) 日程：**9/7**

第5条 オーガナイザーの名称と住所

1) 主催：株式会社スピードパーク新潟

〒959-2600 新潟県胎内市松波 1013-36

第6条 大会組織委員会および審査委員会

公式プログラムに記す

第7条 大会競技役員

公式プログラムに記す

第2章 参加申し込み

第8条 参加定員

- 1) 参加受付台数は最大30台とする。参加申し込みに対する抗議は一切受け付けない。

第9条 参加資格

- 1) エントラント:当該年度有効なJAFエントラントライセンス所持者であること。
- 2) ドライバー:当該年度有効なJAFカード国内A以上、またはJAFカード国内ジュニア以上のドライバーライセンス所持者であること。
- 3) 参加できるドライバーの年齢
当該年13歳以上(当該年とは2025年12月31日までにその年齢に達することをさす。)
- 4) ピットクルー:ドライバー1名につき最大2名までとする。
- 5) 満18歳未満の者が参加出場する場合には親権者、または保護者の出場承諾書を参加申込書とともに提出すること(ピットクルーも同様)。

第10条 参加受付

- 1) 参加申し込み期限は競技会開催日の一週間前とする。
- 2) 原則Webエントリーとなります。Webエントリー以外の方は事務手数料として+1,000円必要となります。
(申込書は郵送・FAX・メール可、エントリーフィーは銀行振込もしくは現金書留にて締切日必着で郵送も可。)
- 3) 締切以降の参加申し込みの場合は遅延金として、3,000円が参加料に加算される。
- 4) 参加料 会員 11,000円 非会員 12,000円
(ドライバー、ピットクルー各1名の登録料を含む)
ピットクルー登録料 1名追加登録につき別途 1,000円

第11条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。また、参加を受理された後に参加を取り消す場合、参加料は返還されない。

第12条 保険

- 1) 参加するドライバーはオーガナイザーの付保する保険と合わせ 1000 万円以上の有効な保険に加入していなければならない。
- 2) ピットクルーはオーガナイザーの付保する保険と合わせ 500 万円以上の有効な保険に加入していなければならない。

第3章 エンジンおよびカートに関する規則

第13条 参加車両

本特別規則書の技術規定に準拠しているカートであること。

第14条 車両検査

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」に基づき車両検査が行われる。
この際、規則に不適合な部分がありながらも、技術委員に発見されなかった場合であっても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の提示を受ける場合がある。また、車両検査にて違反等が発見されない場合でも、技術委員は車両の疑義についていかなる場合も検査をする資格を有する。
- 2) 車検時においてエンジンへの封印またはマーキングが施される。
- 3) 車両検査の日時および場所は公式通知にて公示される。
- 4) ドライバー又はエントラントは車両検査に立ち会わなければならない。その際、装備に関しても
「JAF 国内カート競技規則」を適用し車両検査時において技術委員の適用を受けるものとする。
- 5) 「JAF 国内カート競技規則」に基づき計量がおこなわれる。

第15条 燃料

- 1) 大会期間中に使用する燃料については「JAF 国内カート競技規則」に基づき、一般のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリンの使用を義務付ける。
- 2) 全ての燃料冷却方式は禁止とする。混合前のガソリン燃料および混合後のガソリン燃料すべてにおいて、冷却などの処置は一切禁止する。
- 3) エンジンオイルは一般市販されているもののみとする。また、添加物の使用は一切認めない。

第16条 自動計測機

- 1) 参加者はオーガナイザーが用意する貸出し用自動計測装置(トランスポンダー)、もしくは自身で所有する MYLAPS 社製自動計測装置(マイポンダー)を出走時に車両に取付けなければならない。取り付けを拒否した場合は、当該車両およびドライバーの出走は認められない。
- 2) 参加者は自身の自動計測装置を使用する場合、走行中に常に機能する状態を保つこと。自動計測装置に不具合が生じた場合、自動計測装置を改善するか、オーガナイザーが用意した貸出し用自動計測装置を装着しなければ参加は認められない。

第17条 映像記録装置

- 1) カメラを取り付ける場合、車両進行方向左側にサイドボックス及びシート上方から突出しないこと。
取り付けに関しては M6 以上で 2 本以上のボルトでナイロンナットを使用し強固に取り付ける事。
鋭利な面が無いこととする。
- 2) カメラを取り付ける場合、受付時にカメラ申請許可証を提出する事。
- 3) 撮影した映像は個人で使用するものとし競技の判定には使用しないこととする。

第4章 競技に関する事項

第18条 レース距離および走行時間

エントリー締め切り後、公式通知にて示す。

第19条 ブリーフィング

参加する全てのドライバーは、ブリーフィングに出席しなければならない。ブリーフィングに出席しなかったドライバーのレースへの出走は認めない。ブリーフィング中のエンジン暖機は禁止とする。

第20条 公式練習

- 1) 全てのドライバーは公式練習に参加しなければならない。公式練習とタイムトライアルは連続して行われる。 ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コース上に停止した場合も公式練習に参加したと認められる。
- 2) 公式練習に参加しなかった場合はペナルティとしてタイムトライアルのタイムに 1 秒可算される。

第21条 タイムトライアル

- 1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合、ノータイムとなり、予選ヒートは最後尾スタートとなる。
- 2) タイムトライアルは最低5分間の時間を設け、その時間内でのタイム順により決定する。

公式練習とタイムトライアルは連続して行う。公式練習開始後、タイムトライアル開始時刻にコントロールラインおよび5番ポストにて計測中ボードが提示されタイムトライアルが開始される。計測中ボードが提示されタイムトライアルの開始後もドライバーは自由にコースインする事ができる。

- 3) 計測開始後にコースに停止し再スタートできない場合や、ピットインした場合はその時点でタイムトライアルの終了と見なされ、再出走は認めない。
- 4) タイムトライアルの成績は次の順序により決定される。
 - a) ベストタイムによる順位（同タイムの場合はセカンドタイムの上位順とする）
 - b) ノータイム（複数台の車両がある場合はゼッケン順とする）

第22条 レースの方法

レースは予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位が確定する。

第23条 予選ヒート

予選ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの結果順とする。

第24条 決勝ヒート

決勝ヒートのグリッドポジションは、予選ヒート結果順とする。

第25条 グリッド

- 1) 車両は2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置づけられる。
- 2) リタイヤ等によりレースに参加できなかったドライバーのポジションが、空席となっても他の車両は移動してはならず、スタートの合図が出されるまでは、空席グリッドが維持されなければならない。

第26条 スタートの方法

- 1) フォーメーションラップ前のウォームアップ走行がある場合の周回数は、ブリーフィングの際に示されます。ブリーフィングで行われた指示に基づき、ウォームアップのための走行を行うことができます。ウォームアップが終わり、スタート合図される前に、約1周のフォーメーションラップを行います。フォーメーションラップ中のドライバーは、2列の隊列で低速走行しスタートラインへ向かいます。スタートライン25m手前に引かれたイエローラインを超えるまでは加速をしてはなりません。
- 2) ポール、およびセカンドはフォーメーションの隊列を整える義務があります。
- 3) フォーメーションラップがスタートしたら赤信号が点灯されます。
- 4) 競技長は、フォーメーションが整いイエローラインを超えて、ポールポジションの選手が最初に加速を開始したと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行います。フォーメーションとイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長はフォーメーションラップが更に1周行われることを合図するために、赤信号の灯火を続けます(消灯しません)。
- 5) フォーメーションラップ中のドライバーは、オーガナイザーが定める区間での追い越しおよび割込みが禁止され、これに違反した者は当該ヒート失格となります。
- 6) フォーメーションラップ中、ウェービング走行は禁止され、前車との間隔を大きく開ける(概ね半車身を維持する)ことは禁止されます。
- 7) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者があった場合は、白/黒旗が示される。またペナルティが課される場合がある。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合があります。
- 8) フォーメーションラップ中隊列から遅れた者が、隊列の前で待つ行為は禁止されます。
- 9) フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バッテンのボード表示)された者、及びフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければなりません。
- 10) フォーメーションラップ中にコースをショートカットすることは禁止されます。
- 11) フォーメーションラップ中にポール、またはセカンドのカートが停止または遅れてもフォーメーションは続行されます。その際は先頭にいる者にフォーメーションのペースを保つ義務が生じます。
- 12) スタート時、先頭のカートが1周するまでにスタートラインを超えないカートは、そのヒートに出走することできません。

※ スタート項目に違反した場合はペナルティ (当該ヒートの結果に 5-10 秒加算)

が課せられる場合がある。

＜フォーメーションラップ中およびスタート時のペナルティの例＞

- a. スタート時のフライング。
- b. フォーメーションラップ中に隊列を乱した場合。その行為が繰り返された場合最後尾に繰り下げ。
- c. 正規のグリッドポジションからスタートしなかった場合。
- d. 空席のグリッドポジションを詰めてスタートした場合。

第27条 レース中のルール

- 1) コースは常に先入車優先とし、追い越しを図る者は前方の車両の走行を妨害してはならず、また前方の車両は後続の車両の進路を妨害してはならない。危険な走行はペナルティの対象になる。
- 2) いかなる場合でも、定められた方向と逆に走行してはならない。
但し、クラッチ付エンジンの場合、コース復帰のため後続車が通過後、安全確認を行った後、最小限の方向転換は認める。
後続車が通過中に方向転換してコースに復帰した場合は危険行為と見なされた場合
ペナルティが科せられる。
- 3) レース中は、止むを得ない場合を除き、コースを外れてショートカット、イエローラインカットをすることは認められず、当該行為はコースアウトとみなされペナルティ対象となる。なおコースアウトに対してのペナルティは競技長の判断による。
- 4) 衝突を避けるため、止むを得ずコースアウトした場合は、その最も近いところから安全確認を行い、コースに復帰しなければならない。
- 5) コース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場所のみ復帰を認める。
- 6) レース中コース内で停止してしまった場合は、両手を高く上げアピールし他の車両が通過した後、後方の安全確認を行い、再スタートをすることができる。
再スタートが出来ない場合は、すみやかに自分の車両をコース外の安全な場所へ移動させ、ヘルメットをかぶったままレース終了まで待機すること。
- 7) 走行中に吸気系または排気系にトラブルが発生した場合、直ちに安全な場所に停止しなければならない。競技を続行することは一切認められず、これに違反した場合は当該ヒート失格とする。

第28条 信号旗

「JAF 国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」に従う。

第29条 給油

レース中のピットエリアおよびコース上での給油は禁止とし、走行準備のため給油する場合は、パドックエリアのみとする。

※レース赤旗中断の場合、給油は競技委員より指示があるまで認めない。

第30条 レースの終了

- 1) 決勝ヒート着順1位のドライバーがフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過したドライバーに対してチェックカードフラッグが振られる。
- 2) チェッカーを受けた者は、速度を徐々に落とし、前の車両を追い越すことなく正規のコースを走行しピットロードへ進入し車両検査を受けること。

第31条 レースの中止

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」に従う。
- 2) 赤旗中断の場合、競技長の指示があるまでピットクルーはグリッドへの介入および車両の整備を行ってはならない。
- 3) ピットロードで作業中の車両に対しても、上記2)が適用されグリッド上に戻れない車両については、ピットスタートとなり最後尾につくものとする。
- 4) グリッドでの燃料の補給は禁止される。

第32条 完走

- 1) 完走者となるには、チェックマークにかかわらず、規定周回の2分の1以上を消化していかなければならない。
- 2) 完走者となった者のみ、入賞の対象となる。

第33条 順位の決定

- 1) レースの順位は次の順序により周回数が多い順に決定される。
 - ① チェッカーを受けた完走者
(規定周回数の1/2以上を完了しチェックマークを受けた者)
 - ② チェッckerを受けない完走者
(規定周回数の1/2は走行したが、チェックマークを受けなかった者)
 - ③ 不完走者 (チェックマークにかかわらず、規定周回数の1/2を走行していない者)
 - ④ 失格者
 - ⑤ 不出走者 (当該ヒートに出走できなかった者)
- 2) 同一周回数の場合は、その周回数を先に完了 (コントロールライン通過) をした者を優先する。

第34条 再車検

- 1) レース終了後、重量検査を行う。その後車両保管となる。
- 2) 車両保管の時間はレース終了後30分以上とし、保管中は技術委員の指示があるまでは、保管カートに一切触れてはならない。
- 3) 技術委員長はスタートした全ての車両に対して検査を行う権限をもち、技術委員長の指示があった場合は、参加者または代理人が責任を持って、車両の分解及び、組み立てを行う。この際、関係役員、エントラント及びドライバー以外は検査に立ち会う事は出来ない。
- 4) 再車検に応じない場合はレース失格となる。

第35条 ピットクルーおよびピット・パドック

- 1) ピット・パドック内およびピット前作業エリアで作業できるのは当該レースに出席しているドライバーとそのピットクルーのみとする。
- 2) ピットクルーの行為については「JAF 国内カート競技規則」に基づき、ドライバーに直接統括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示することがある。
- 3) ピットエリア内（パドックを含み）における火気（溶接機、暖房機、喫煙等）は全て禁止する。
- 4) パドック内でエンジンを始動することは禁止される。但し、エンジン始動チェック指定場所が設けられている場合は、指定場所においてエンジンの始動および作動を認める。
- 5) ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならず、かつ必ずピットストップし、エンジンを停止しなければならない。これに違反した場合、ペナルティの対象となる。

第5章 ペナルティに関する事項

第36条 ペナルティ

- 1) ペナルティには次の5種がある。
 - a) 警告
 - b) 罰金
 - c) タイムペナルティ
 - d) ラップペナルティ
 - e) 失格
- 2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられる。

- 3) 罰金は成績に対するペナルティまでに至らない軽度の違反に適用される。
- 4) タイムペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。
- 5) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用される。
- 6) 失格は次の反則行為に課せられる。
 - a) 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - b) 故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為。
 - c) 与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき。
 - d) 与えられたフラッギングサインの無視。

第6章 抗議に関する事項

第37条 抗議

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員に提出するものとする。
- 2) 抗議提出の制限時間
 - a) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は決定直後とする
 - b) 競技に関する抗議：当該、暫定結果発表後 30 分以内。
 - c) 車両に関する抗議：公式車検終了後 30 分以内。
- 3) 抗議料は「JAF 国内カート競技規則」に定められた通りとする。

第7章 成績および賞典に関する事項

第38条 成績決定および賞典

- 1) 決勝ヒートの順位によって決定する。
- 2) 賞典はドライバーに対して行われる。
- 3) 内容は下記のようく定める。
 - 1位 主催者トロフィー、副賞
 - 2位 主催者トロフィー、副賞
 - 3位 主催者トロフィー、副賞
- 4) 賞典の対象は決勝ヒートを完走したドライバーに限る。

第39条 シリーズ賞

- 1) 「2025年日本カート選手権規定 第3章 39条」に基づき、シリーズポイントが与えられる。
- 2) シリーズ賞典は、シリーズ順位上位 3 名に与えられる。

第8章 広告に関する事項

第40条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認められない。
- 2) オーガナイザーは次のものに關し抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することができない。
 - ①公序良俗に反するもの
 - ②政治、宗教に關係したもの

第9章 その他的一般事項

第41条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対する損害の補償の責任を負うものとする。計測器の破損、紛失に関しても損害請求をする事がある。
- 2) エントラント、ドライバー、ピット要員はコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承していなくてはならない。

第42条 オーガナイザーの権限

- オーガナイザーは次の権限を有するものとする。
- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピット要員を選択あるいは拒否することができる。
 - 2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させる事ができる。
 - 3) やむを得ない事由により公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録又は変更について許可する事ができる。
 - 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピット要員およびその参加車両の音声、写真、映像、報道、放送、出版などに関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる。

第43条 延期、中止または差止めおよび変更に関する事項

主催者は、大会審査委員会の承認を得て大会の全部または一部を延期、中止または止めることができる。イベントの全部を中止し、あるいは24時間以上延期

する場合、エントリーフィーは全額返還される。

ただし、保険料は返還されない。なお、エントラントおよびドライバーは、これによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しない。

さらに、主催者は大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限を併せて保有するものとする。これに対する抗議は認められない。

第44条 公式通知・ブルテンの発行

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって示される。また、その適用範囲が当該年のシリーズ通年にわたって適用される場合、ブルテンを公示する。

公式通知およびブルテンは、以下のいずれかの方法によって参加者に通知される。

1. エントラントもしくはドライバーの住所に郵送。
2. 大会事務局に掲出。
3. パドックの掲示板に掲出。
4. ドライバーズブリーフィングで指示。
5. 緊急の場合は場内放送で伝達。

第45条 本規則の解釈

本規則ならびに競技の細則に関する疑義については大会事務局あてに質疑申し立てができる。この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとして示される。

第46条 負傷時の医務室受診義務

- 1) 大会期間中負傷した際は、必ずサーキット内医務室にて診断を受けなければならない。
- 2) 以下の病院を負傷時の指定病院とする。

中条中央病院

技術規定

第47条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

- 1) 競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両登録申告書に登録済みのものとし、次の個数が登録できる。
 - ① シャシー：1台
 - ② エンジン：1基
 - ③ タイヤ：ドライ1セット / レイン1セット

DL SL22 DL W2

 - 2) 登録済エンジン/シャシーが故障、破損等した場合は、審査委員会の承認のもと、変更後のヒートのグリッドポジションを最後尾（複数名の場合、申請順による）とすることを条件に1回のみ交換することができる場合がある。
申請は主催者指定の申請書に必要事項を記入し、各ヒート終了後30分以内に大会事務局に提出すること。

第48条 カート

使用するカートは「JAF 国内カート競技車両規則」に合致したシャシー / フレームでなければならない。

第49条 タイヤ

- 1) タイムトライアルから登録したタイヤを使用しなければならない。
- 2) 不慮のトラブルの場合、技術委員長の承認のもとに1本のみ交換が認められる。

第50条 最低重量

- 1) FP-3 クラスの最低重量は 150kg とする
- 2) 最低重量を満たすためにバラストを搭載する場合、バラストは全て固形材料を用い、直径最小 6mm の少なくとも 2 本 のボルトを用いてシャシーまたはシートに取り付けられなければならない。

第51条 競技ナンバー

「JAF 国内カート競技車両規則」に従って前後およびサイドボックス両側面に取り付けること。

なお、全クラスともゼッケンに蛍光色を使用する事を禁止する。

第52条 ボディワーク

「JAF 国内カート競技車両規則」に従った、サイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを取り付けること。

第53条 リアプロテクション

リアプロテクションの装着を義務付けとする。CIK-FIA 公認のリアプロテクションを装着し、「JAF 国内カート競技車両規則」に従った、取り付けを行うこと。なお、いかなる状況下においても、リアプロテクションは、リアホイール水平面からはみ出してはならない。なお、リアプロテクションを装着できない場合に限り、堅固な取り付け構造をなすものであれば、リアオーバーバンクが 400mm を超えない範囲で、リアプロテクション装着部を延長するバーカラー等を用いることは許される。(脱落防止用市販金具の取り付けは認められる)

第54条 エンジン

エンジンは 2025 年日本カート選手権統一規則 F P - 3 部門規定に準じて、K T 1 0 0 S E C とし、改造は一切禁止され市販状態とする。

第55条 チェーンガード

- 1) 「JAF 国内カート競技車両規則」に従ったチェーンガードを取り付けること。
- 2) 安全性を考慮して、フルガードカバーを推奨する。
- 3) 予備のチェーンを取り付けて走行することは禁止される。